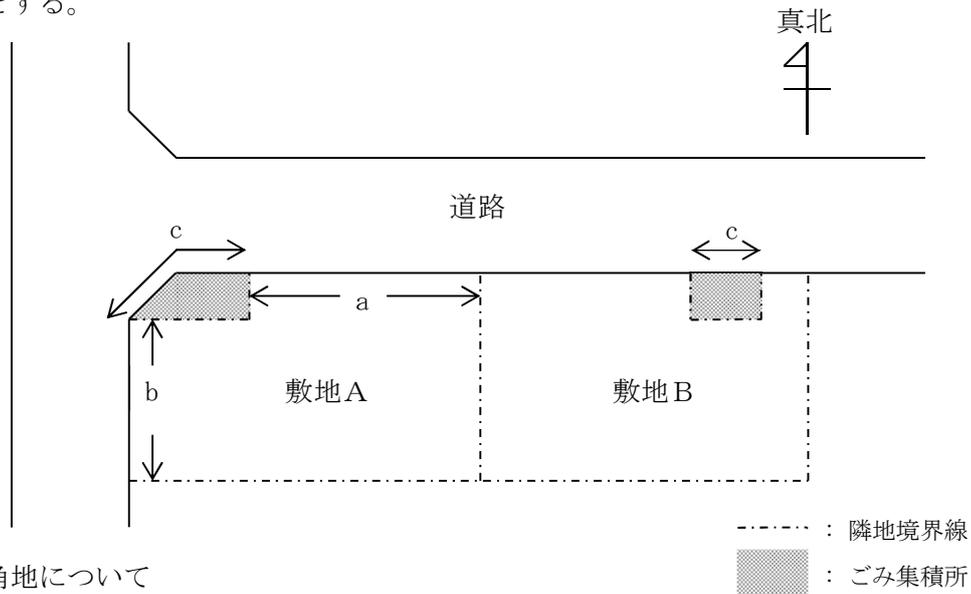


集団規定	建蔽率
	法第53条第3項第二号、法第56条、法第56条の2

### 共有のごみ集積所

共有のごみ集積所が角地の隅切り周辺や敷地北側に設置された場合の取扱いは以下の通りとする。



(1) 角地について

敷地Aのように、隅切り周辺に共有のごみ集積所がある場合でも、aとbがそれぞれ2m以上であれば2つの道路が交わる角敷地として取り扱う。

※角地緩和検討に必要な接道長はa + b。

(2) 道路斜線等について

道路斜線、高度斜線は前面道路の反対側の境界線から適用する。

(3) 日影規制について

c部分を道路境界線とみなす。

※ただし、「共有のごみ集積所」に関して以下の条件を満たすものとする。

- ① 敷地は共有であること
- ② 用途は「ごみ集積所」限定であること
- ③ 足立清掃事務所との協議に基づいて設置されたものであること

技術的助言等	
参考資料等	23 足都建発第 506 号   6 足都審発第 1384 号